

禁煙外来

1. スタッフ

瀧原 圭子、西田 誠、種池 学（循環器内科）

守山 敏樹、山本 駿平（腎臓内科）

中西 香織（呼吸器内科）

（兼任:キャンパスライフ健康支援センター保健管理部門 教授2名、准教授1名、講師1名、助教2名）
その他、専任看護師1名

2. 診療内容

喫煙は、喫煙者自身と周囲の非喫煙者にさまざまな喫煙関連疾患を引き起こすが、ニコチン依存と心理的依存を生じて強固な習慣性を持つことが知られている。そのため平成18年からニコチン依存症が治療対象となる疾病とされ、「ニコチン依存症管理料」が新設されると同時に、保険診療が開始された。現在、ニコチン依存に対してはニコチン製剤やニコチンを含まない内服薬（バレニクリン）による薬物療法が行われ、治療効果を上げている。

禁煙治療が保険適用される医療機関は、敷地内禁煙であることなど、一定の要件を満たして認可を受ける必要がある。本院では平成23年4月に病院敷地内禁煙が実施され、平成23年12月から開設された。原則として本院及び歯学部附属病院に通院中の患者を対象として保険診療を実施している。保険診療には、以下の条件を満たすことが必要である。

- (1) ニコチン依存症診断用のスクリーニングテスト（TDS）が5点以上。
- (2) 1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上（35歳未満の場合はこの制限無し）。
- (3) 直ちに禁煙することを本人が希望している。
- (4) 禁煙治療を受けることに文書による同意をしている。

また、過去に保険診療で禁煙治療を行った場合、前回治療の初回診察日より1年経過するまで保険診療はできない。内服薬による治療は初診から12週間、貼り薬による治療は初診から8週間が標準治療期間となる。ただし、医師が必要と認めた場合には、それぞれの薬剤について別に定められた範囲内で処方されることもある。その他、禁煙支援マニュアル（第2版 増補改訂版、平成30年厚労省）を参考に実施している。

3. 診療体制

平成23年12月から地下1階放射線科外来において

週1回実施。平成24年11月から総合診療外来に移動し、毎週火曜日・木曜日の午後の実施している。診察は専任看護師及び医師による詳細な問診や呼気中CO濃度測定、禁煙治療法の説明など十分な時間を必要とするため、初診及び再診ともに完全予約制をとっている。初診の予約については、本院に通院中の患者の場合、主治医からの院内予約及び紹介が必要であり、歯学部附属病院からの紹介にあたっては保健医療福祉ネットワーク部への申し込みが必要である。

4. 診療実績

令和元年度の初診紹介患者数は9名（延べ33回）、そのうち修了患者数は6名。紹介元の診療科については、消化器外科から2名、消化器内科、血液内科、免疫内科、糖尿病内分泌代謝内科、呼吸器外科、皮膚科、麻酔科から1名であった。これまで8年間の初診患者数は125名、延べ診察回数439回、修了患者数70名となっている。

5回の受診を終え約3ヶ月の禁煙に成功された患者に対しては、「阪大病院禁煙外来修了証書」を授与するなどのサービスも行い、禁煙継続の意識を高めてもらう取り組みを行っている。

5. その他

平成30年7月に健康増進法の一部が改正され、令和2年4月1日より全面施行される。本法律により、受動喫煙を防止する取組がマナーからルールへと変わることから、喫煙者には受動喫煙防止の面からも積極的に禁煙治療を勧めたいところである。

（参考）禁煙外来実施のための施設基準

- (1) 禁煙治療を行っている旨を医療機関内の見やすい場所に掲示していること。
- (2) 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること。
- (3) 禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を1名以上配置していること。
- (4) 禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること。
- (5) 保険医療機関の敷地内が禁煙であること。
- (6) ニコチン依存症管理料を算定した患者のうち、喫煙を止めたものの割合等、社会保険事務局長に報告していること。